

貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター

# 国連CEFACTの歩み

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会 (JASTPRO)

平成27年3月

## 【目次】

はじめに .....	1
第 1 篇 全体概観 .....	2
1.1 国連での位置づけとその変遷 .....	2
1.2 国連 CEFACT の組織形態と運営体制の変遷 .....	3
1.2.1 現在の組織形態 .....	3
1.2.2 国連 CEFACT 発足当初からの組織等変遷 .....	4
1.3 総会参加メンバー構成の変遷とその傾向 .....	6
1.3.1 総会の参加資格 .....	6
1.3.2 国連メンバー国としての参加 .....	6
1.3.3 参加組織・団体の動向 .....	7
1.4 国連 CEFACT と他の標準化組織との連携の拡大 .....	7
第 2 篇 国連 CEFACT 総会でのトピック .....	9
第 1 回総会    1997 年 3 月 17 日～21 日 .....	9
第 2 回総会    1997 年 9 月 15 日～19 日 .....	10
第 3 回総会    1998 年 3 月 16 日～19 日 .....	11
第 4 回総会    1998 年 9 月 14 日～15 日 .....	11
第 5 回総会    1999 年 3 月 15 日～17 日 .....	12
第 6 回総会    2000 年 3 月 29 日～30 日 .....	13
第 7 回総会    2001 年 3 月 28 日～29 日 .....	13
第 8 回総会    2002 年 5 月 27 日～28 日 .....	14
第 9 回総会    2003 年 5 月 12 日～13 日 .....	15
第 10 回総会    2004 年 5 月 17 日～19 日 .....	16
第 11 回総会    2005 年 6 月 22 日～23 日 .....	17
第 12 回総会    2006 年 5 月 22 日～24 日 .....	18
第 13 回総会    2007 年 5 月 14 日～16 日 .....	19
第 14 回総会    2008 年 9 月 16 日～17 日 .....	20
第 15 回総会    2009 年 11 月 9 日～12 日 .....	20
第 16 回総会    2010 年 12 月 8 日～10 日 .....	21
第 17 回総会    2011 年 7 月 7 日～8 日 .....	22
第 18 回総会    2012 年 2 月 15 日～17 日 .....	23
第 19 回総会    2013 年 6 月 5 日～7 日 .....	24
第 20 回総会    2014 年 4 月 10 日～11 日 .....	25
第 21 回総会    2015 年 2 月 16 日～17 日 .....	26

**【参考資料】**

資料Ⅰ．各総会の参加国一覧	29
資料Ⅱ．各総会の参加組織団体一覧	31
資料Ⅲ．我が国代表団の歴代メンバー	32

## はじめに

国連 CEFACT の現在の正式名称は、『The United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business』であり、2000 年（平成 12 年）3 月に開催された第 6 回総会にて決議されました。それ以降、国連 CEFACT は世界の貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センターとして、その成果物が世界的に広く利用されております。その歴史を辿ると、1956 年（昭和 31 年）、北欧諸国において各国税関を中心として、貿易手続の簡易化、貿易書式の標準化に向けた運動が起こり、当初は税関事務の簡素化を図ることを目的としていましたが、その後、この標準化の動きは税関のみならず他の官庁や民間輸出入業者においても有益であるとのことから、国連欧州経済委員会が採り上げるところとなり、1960 年（昭和 35 年）には同委員会のもとに貿易手続簡易化作業部会（「WP.4」）が設置されました。1993 年（平成 5 年）には、貿易手続簡易化以外の分野での幅広い活用等を目指すこととなり「WP.4」は、その呼称を『The Centre for the Facilitation of Procedures and Practices in Administration, Commerce and Transport (CEFACT)』と命名し、さらに 2000 年（平成 12 年）3 月以降は上述する現在の名称に改称されています。なお、その際、UN/CEFACT という略称は継続されました。

第 21 回国連 CEFACT 総会<sup>1</sup>は、2015 年 2 月 16 日(月)～17 日(火)の 2 日間、ジュネーブ・スイスの国連欧州本部にて開催されました。国連 CEFACT 総会の第 1 回会合が開催されたのは 1997 年（平成 9 年）3 月 17 日ですので、発足から今年で 18 年が経過したことになり、また国連欧州経済委員会のもとに発足した「WP.4」から起算すると約半世紀にわたり貿易円滑化等のための活動を展開してきたこととなります。その間、国連 CEFACT の活動もインターネットの普及に伴いビジネス環境も大きく変化するなか、その環境の変化に応じた組織の改変など随時変革を遂げながら、今日に至っています。

本小冊子は、第 1 回～第 21 回まで間の各総会に関する資料や出席報告等をもとに、国連 CEFACT が現在に至るまで活動してきた様々なトピックについて要約し、ここに「国連 CEFACT の歩み」と題し、概説するものです。

国連 CEFACT の活動をご理解いただく上でご参考となれば幸いです。併せて、記載内容にお気づきの点がありましたら弊事務局宛てお知らせいただき今後の改訂に際しての参考とさせていただきますと存じます。

また、弊協会では「国連 CEFACT 入門」と題する国連 CEFACT の活動に関する小冊子を発行しております（最新改訂版 2015 年 1 月発行）ので併せてご参照ください（[http://www.jastpro.org/un/pdf/cefact\\_introductory.pdf](http://www.jastpro.org/un/pdf/cefact_introductory.pdf)）。

今後とも、国連 CEFACT の活動との接点において、その活動を紹介する我が国の唯一の窓口組織であります弊協会に対し、引き続きご支援を賜りますようお願い致します。

一般財団法人 日本貿易手続関係簡易化協会  
専務理事 山内 大二郎

---

<sup>1</sup>国連 CEFACT 総会

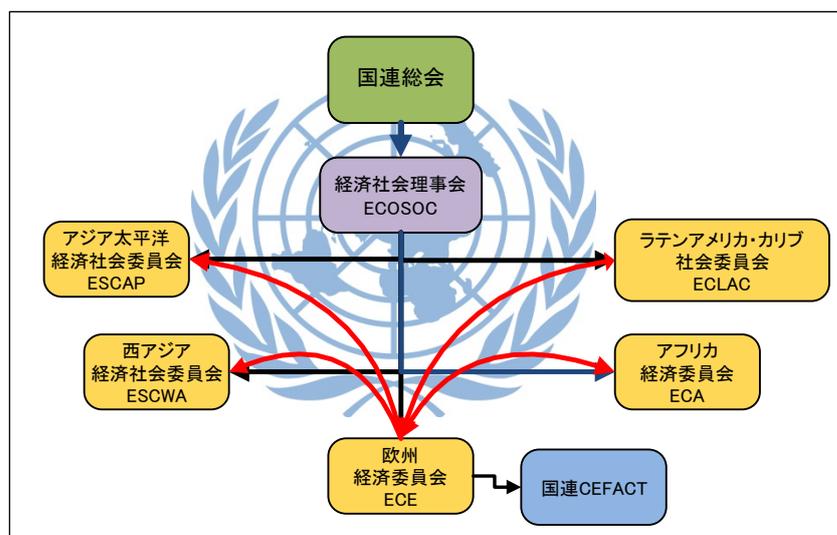
国連経済社会理事会(ECOSOC)、欧州経済委員会（以下 UNECE と略す）の下部機関である国連 CEFACT 総会は、その規約第 8 条により毎年一回国連欧州本部(スイス、ジュネーブ)にて開催されます。この総会は国連 CEFACT における最高意思決定機関であり、加盟各国の出席のもと国連 CEFACT に於ける重要活動方針や、国連 ECE 勧告等の審議・議決、ビューロ及びラポータの選任等を行います。

## 第1篇 全体概観

### 1.1 国連での位置づけとその変遷

貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター（国連 CEFACT）は、先進国、発展途上国、移行経済諸国を問わず、企業、通商関係機関、行政組織が、財貨とサービスの取引を効率的に実行するための能力向上を目的とした諸活動を支援することとし、欧州経済委員会(ECE)の下部組織として位置づけられている。

国連の主要機関の一つである国連経済社会理事会(ECOSOC)は、ECEを含め下図に示すような5つの地域経済委員会(Regional Commission)で構成されており、その相互の連携のもとで国連 CEFACT 活動の成果がグローバルに利活用されている。

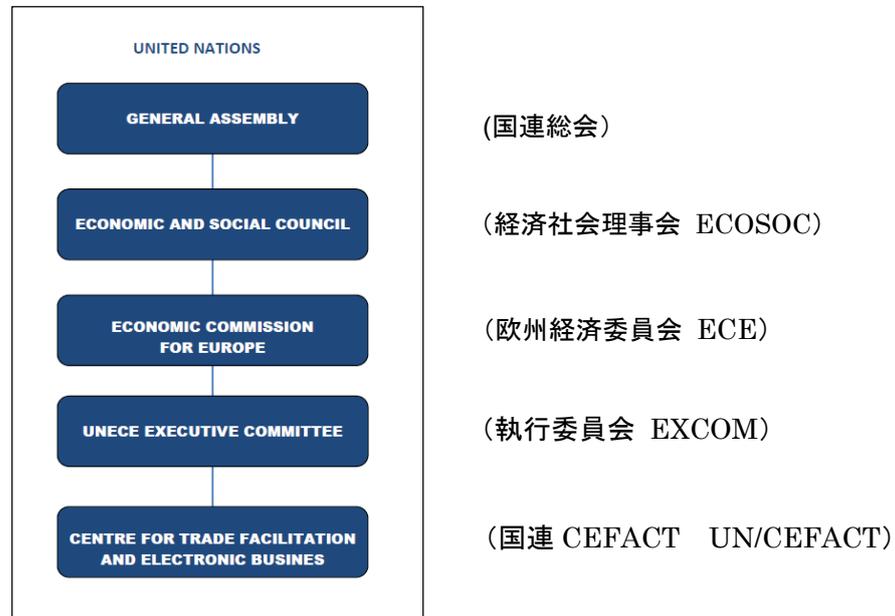


1960年代以降、ECEは貿易手続簡易化作業部会(WP.4)を設置し、貿易手続簡易化の観点に立ち、書類の標準化、統一化、データ項目の標準化といった作業を行った。「WP.4」が目標とするところは、それまでの紙をベースにした貿易関連手続をコンピュータとデータ通信技術を活用のうえペーパーレス化し、以て国際物流の円滑化を目指すということであった。「WP.4」の活動は、当初、欧米を中心とする体制のもとでの運用であったが、その後のEDIの急速な進展と、貿易取引のみに留まらず国内取引を含めたあらゆる分野での利活用が進展したことに伴い、ECEの枠組みを超えた世界的なレベルでの活動の必要性が認識された。これを受け、1993年（平成5年）9月に開催された「WP.4」の会期において「CEFACTの設立の勧告」(TRADE/R.650)が承認され、「WP.4」によるCEFACT設立のためのリエンジニアリング作業が開始された。

1997年（平成9年）3月の「WP.4」会期において、ECE/WP.4が発展的に改組されることとなり、新たに「CEFACT (The Centre for Facilitation of Procedures for Administration, Commerce and Transport)」が誕生した。この「CEFACT」の発足により、日本を含む非ECE地域のメンバー国も正式メンバーとして活動に参加することとなった。

なお、CEFACTはECEの下に設置される「貿易・産業・企業拡大委員会(CTIED)の下部組織としての位置づけであり、この位置づけは、現在に至るまで基本的に変わるこ

となく引き継がれてきた。ところが、2013年(平成25年)6月開催の第19回国連 CEFACT 総会において、ECE 執行委員会(EXCOM)の決定の内容が報告され、これによると当面、試験的な取組みとして国連 CEFACT は、EXCOM に対して直接報告できるとする運用に変更されることとなった。

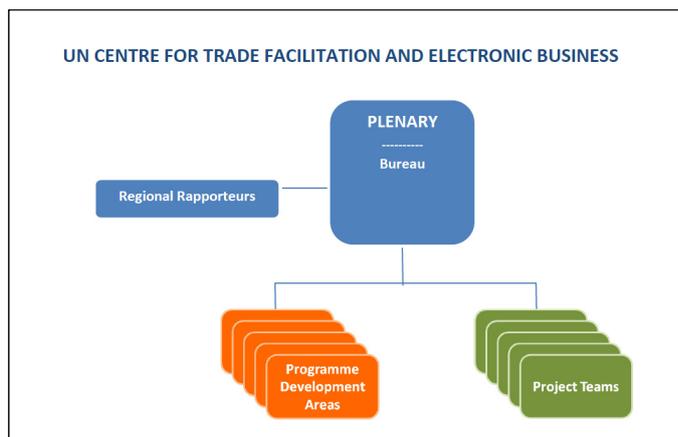


## 1.2 国連 CEFACT の組織形態と運用体制の変遷

国連 CEFACT が発足して以降、その組織形態と運営体制の変遷について、以下図表をもとに説明する。

### 1.2.1 現在の組織形態

以下の組織図は、国連 CEFACT の現行規約から抽出した、現在の基本的な組織形態である。



国連 CEFACT の最高意思決定機関としては、まず Plenary (総会) が位置づけられており、その Plenary の下には理事会にあたる Bureau (ビューロ) が存在する。Bureau は、各開発領域に応じた企画開発領域(PDA)及び各プロジェクトを統括する。

実際の組織形態としては、PDA の下には「サプライチェーン管理」、「税関」、「国際貿易手続」、「農林水産」、「観光」といった業務分野ごとにドメインがそれぞれ設置されており、国連 CEFACT のもとで実効される各種のプロジェクトは、どれか一つのドメインの管理下に位置づけられている。

### 1.2.2 国連 CEFACT 発足当初からの組織等変遷

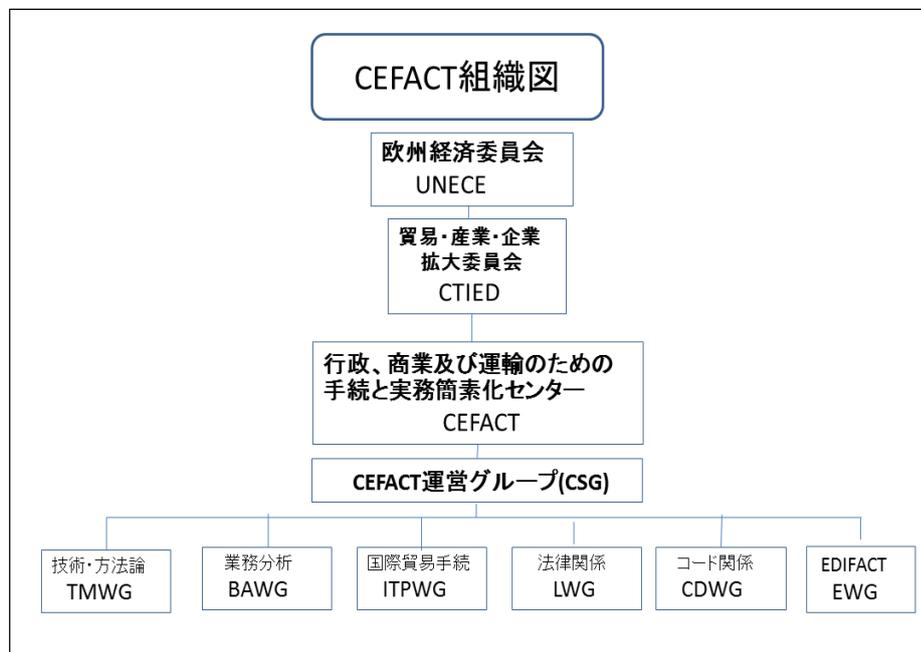
国連 CEFACT における組織体制等について、ここに第一回総会から現在に至るこれまでの変遷等について、以下説明してみる。

#### 【第 1 期：第 1 回総会(1997 年)～第 8 回総会(2002 年)】

国連 CEFACT の第 1 回総会以降の組織形態を見ると、総会役員、CEFACT 運営グループ(CSG)議長・委員、各作業グループの 3 階層のもとで運営されていた。

当時は、作業グループごとに年間数回ベースでの会合が個別に開催されており、現在のフォーラム会合での運営形態のように、全作業グループが一堂に会し協業するといった形式はとられていなかった。

現行のビューロに該当するスタッフは、総会役員グループとその下の運営グループ(CSG)であり、総会役員グループが 6 名、運営グループは委員が 15 名といった陣容である。また、常設作業グループとして国際貿易手続(ITWG)、業務プロセス分析(BAWG)、コード関係(CDWG)、法律関係(LWG)、技術・手法(TMWG)、UN/EDIFACT(EWG)の 6 つのグループに分かれて運営されていた。

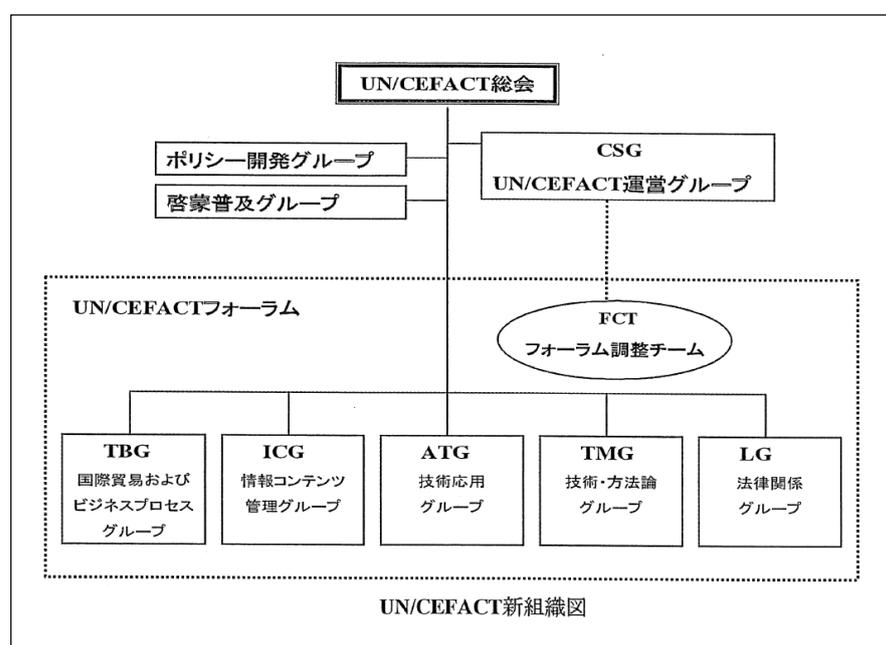


#### 【第 2 期：第 8 回総会(2002 年)～第 18 回総会(2012 年)】

第 8 回総会以降、現在のフォーラムの開催形式と同等となる会合がスタートした。その大きな特徴としては、CSG と各作業グループの間にフォーラム調整チーム(FCT)という組織が加えられ 4 階層のもとで、また、これまでの作業グループも以下の 5 つ

のグループに再編成され、運営されるようになったことである。

- ① TBG: International Trade & Business Processes Group :  
ビジネス及び行政プロセスの分析、ベストプラクティス、貿易簡易化手続きを担当する。
- ② ICG: Information Content Management Group (ICG) :  
再利用可能な情報ブロックの管理、分類、標準化を担当する。
- ③ ATG: Applied Technologies Group (ATG) :  
貿易、ビジネス及び行政関連文書構造の作成を担当する。
- ④ TMG: Techniques and Methodologies Group (TMG) :  
基本(メタ)仕様書、ツールを提供を担当する。
- ⑤ LG: Legal Group (LG) : Legal 事項を担当する



### 【第3期：第18回総会(2012年)～ 現在に至る】

国連 CEFACT は、ECE 本体の組織改革に歩調を合わせて組織のスリム化を図ることとなり、現在の組織形態に再編成された。また、作業グループについてはその対象となる業務分野ごとに5ブロックに分割され、ビューロ(議長・副議長)、企画開発領域(PDA)、各プロジェクトと、2002年以前の組織体制である3階層となった。

なお、ビューロ副議長は各々PDAを担当することとなり、CEFACT発足当初に比較して各副議長の業務負荷は各段に増加しているものと考えられる。また、第20回総会においてそれまで9名であった副議長は6名となり、その後の2015(平成21)年2月の第21回総会での議長改選において副議長が5名となった。ビューロメンバーはその全てがボランティア活動であることから、今後においても、国連 CEFACTの円滑な活動を支えていく上では、その処理体制の強化等適切なビューロメンバーの確保が望ましい。

## 1.3 総会への参加メンバー構成の変遷・傾向

### 1.3.1 総会への参加資格

国連 CEFACT 総会への参加資格は、2014（平成 26 年）年 1 月に発効された国連 CEFACT の最新規約第 11 項を見ると、国連経済社会理事会(ECOSOC)が承認した、メンバー国、政府間組織(Intergovernmental Organization)、非政府系組織(Non-Governmental Organization)と規定されている。

### 1.3.2 国連メンバー国としての参加

- (1) 最近 10 年間での総会への出席状況を見ると、ほぼ毎回出席している常連国は、以下の 21 カ国である。

豪州、オーストリア、ベラルーシ、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、スイス、ウクライナ、トルコ、英国、米国、日本、韓国、インド、セネガル

- (2) この中で、第 1 回総会よりほぼ毎回出席している国は以下の 14 カ国である。

豪州、オーストリア、ベルギー、フィンランド、オランダ、ロシア、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、日本、韓国、セネガル

- (3) 第 1 回総会(1997 年)から第 8 回総会(2002 年)に至るまでの参加国の状況を見ると、30 カ国を超える程度で推移していたが、第 9 回総会(2003 年)をみると、これまでの 2 倍強となる 73 カ国の参加を見ることとなった。ところが、翌年の第 10 回総会(2004 年)以降の状況を見ると、第 21 回総会(2015 年)に至るまでほぼ毎回 20 カ国程度で推移している。

- (4) 第 9 回総会で参加国が突出して増加した背景としては、2003 年（平成 15 年）、国連 CEFACT が ebXML 仕様を承認し、従来の UN/EDIFACT に限定されない新たな技術環境へと推移したことが大きな要因として挙げられている。その一方で、第 10 回総会(2004 年)において減少に転じたのは、参加国から国連 CEFACT としての国際標準の開発に際して知財権に関する方針の明確化を要請されたこと（最終的には第 12 回総会(2006 年)において知財権放棄の規約が発効した。）が、参加国等において一線を画することになった要因であろうと推定される。

- (5) ここで、参加国を地域別に見てみると、当初は北欧、南欧、東欧以外にも、アジア、西アジア、アフリカ、南米等世界の各地域に跨った国々の参加があったものの、最近では南米地域からの出席は皆無となっている。

総会の開催が例年、ジュネーブで固定化されている要因もあろうが、参加国の減少は国際標準の作成という面からみれば残念な結果である。総会に限らずフォーラム会合でも同様の傾向がみられるのが実情である。

この国連 CEFACT フォーラムは、年間で春季と秋季の 2 回開催されており、このうち秋季に開催されるフォーラムはジュネーブ以外での開催がこれまでの通例となっていた。年 1 回とはいふものの、このように国連 CEFACT フォーラムを様々な都市で開催することにより、世界各地域からの専門家の参加が期待できることに併せ、

国連 CEFACT の活動も多く、多くの国において更に理解が深まるであろうとの期待のもとに展開されていた国連 CEFACT フォーラムは、その一方で、第 16 回総会(2010 年)における決定に基づき、フォーラム開催国に課せられる条件が国連ルールに則り厳密に運用されることとなった。この厳密な運用により同年以降のフォーラム開催は、その候補地として各国が手を挙げるものの、国連のルールが障害となり、開催が可能となる都市が自ずと限定されることとなった。

第 15 回フォーラムについては日本では初となる開催を誘致し、関係省庁や関係団体等の協力のもと、2009(平成 21)年 9 月に札幌で開催することができた。これは国連の WP.4 が設置されて以降、約半世紀の国際標準化活動の歴史の中で、初めてとなる快挙であった。

(総会への出席メンバー国 Delegation 一覧は資料 I 参照)

### 1.3.3 参加組織・団体の動向

資料 II は、国連 CEFACT 第 1 回総会以降において参加した国連の組織、ECOSOC の認知する政府間組織及び非政府系組織であり、加えそれ以外でオブザーバとしての参加組織を含めた一覧表である。その参加の動向を記述すると以下のとおりである。

- (1) 第 1 回総会(1997 年)以降、国際標準化を進める組織団体として 20 前後の団体が国連 CEFACT の場に集結し、世界の貿易円滑化に向けた国際標準化に関する審議等に参画していた。ところが、第 9 回総会(2002 年)での、24 の組織団体の出席をピークに、その後は二桁台での出席となり、ここ数年の状況を見ると主要な組織団体である GS1、ISO、WCO などの出席はあるものの、全体として一桁台で推移している。
- (2) 総会への参加組織について、その特徴的な事項を記述すると、第 20 回総会(2014 年)において、21 年振りに WTO が出席したことである。2013 年 11 月の WTO 貿易円滑化協定(TFA)の合意を受けて、TFA 導入に伴う国連 CEFACT が提供する各種ツールの重要性とその協力の必要性が前提にあるものと思われ、この分野での協力要請に関する報告が WTO 事務局自らが出席し行われた。

## 1.4 国連 CEFACT と他の標準化組織との連携の拡大

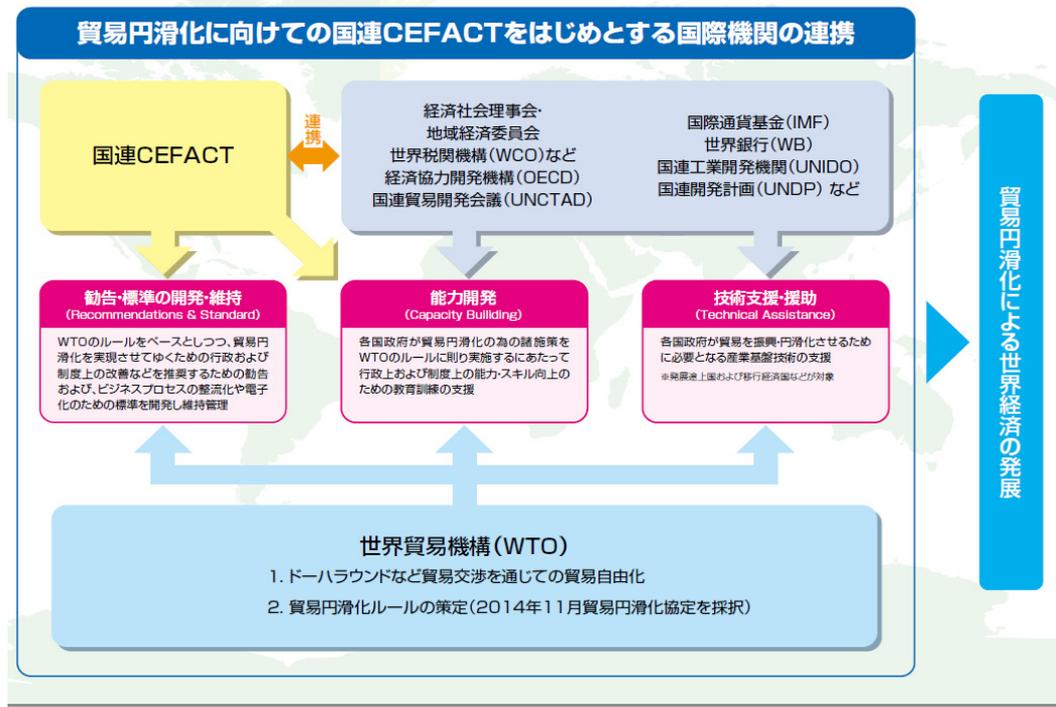
国連 CEFACT の設立に関する ECE 勧告(TRADE/R.650 1996 年 10 月 11 日)での Mission Statement には、他の標準化組織との連携について以下のように記述されている。『・WTO、WCO、OECD、UNCITRAL、UNCTAD 等の国際機関との作業の調整を図る。

- ・作業の応用分野が地球規模の通商以外の領域にも及ぶことを認識した上で、ISO や ITU などの機関と協調しながら、特に UN/EDIFACT における一貫性を維持する。』

また直近の国連 CEFACT の規約(ECE/TRADE/C/CEFACT/2010/15/Rev.5)には、その連携について以下のとおり記述されている。

『18. ビューロはその活動を他の組織との間で調整し、特定の任務に関する実活動が、国連 CEFACT の適切な水準で遂行されるように務め、国連 CEFACT 組織の内外で活動の重複が生じないようにしなければならない。』

更には、第4回総会(1998年)においては、ECE/ISO/IEC(国際電子標準会議)間での連携を目的とした「MoU(了解覚書)」の締結に関する報告、第7回総会(2001年)においては、これに加え更にITU(国際電気通信連合)も含めたMoUの締結に関する報告、その後においても各標準化組織(WCO、ICC、OASYS、ETSI その他)との間においてのMoUやAgreementを順次締結し現在に至っている。



## 第 2 篇 国連 CEFACT 総会でのトピック

前篇では、国連 CEFACT のこれまでの活動において、いくつかの重要なトピックに着目してその変遷を記述した。

本篇では、第 1 回総会(1997 年)～直近の第 21 回総会(2015 年 2 月)までの間において、それぞれに如何なる主要テーマが審議され、そして決定されたかについて、総会ごとの主要なトピックに焦点を充てて以下記述する。

**【第 1 回総会】 開催日：1997 年 3 月 17 日～21 日、参加国数：35 カ国**

### 【トピック 1：CEFACT の設立】

CEFACT の前身である「WP.4」は、各種貿易関係書類の統一・標準化の推進、更にはコンピュータ技術を利用したペーパーレス化による国際物流の円滑化のため、国連欧州経済委員会(ECE)の貿易拡大委員会(CDT)の 1 作業部会として設置された『貿易手続簡易化作業部会(The Working Party on Facilitation of International Trade Procedures)』のことである。「WP.4」の活動は当初、欧米を中心とした体制での運用であったが、その後の EDI の急速な進展と、貿易のみに留まらず国内取引を含めたあらゆる分野での利活用が進展したことに伴い、ECE の枠組みを超えた世界的レベルでの活動の必要性が高まったことを受け、1993 (平成 5) 年 9 月に開催された第 55 回 ECE/WP.4 会期において「CEFACT 設立の勧告」(TRADE/R.650)が承認され、「WP.4」による CEFACT 設立のためのリエンジニアリング作業が開始された。

UN/ECE/WP.4 は、これを発展的に改組することとなり、『The Centre for the Facilitation of Procedures and Practices in Administration, Commerce and Transport (CEFACT) 行政、商業および運輸のための手続簡素化と実務のためのセンター』との新たな組織名称が誕生することとなった。

CEFACT の誕生により、これまでの活動の主体が ECE のメンバー国に限定されていた実態から、非メンバー国を含めた全ての国々が同等の資格のもとで活動に参加することとなった。

### 【トピック 2：総会役員及び運営グループ委員の選任】

上述の「CEFACT 設立の勧告」によれば、総会役員については、議長 1 名、副議長 5 名と規定され、その副議長 5 名については、ECE 加盟国から 2 名、非加盟国から 2 名、国連経済社会理事会(ECOSOC)が承認する政府間組織もしくは非政府系組織から 1 名をそれぞれ選任することになっており、第 1 回総会にて以下の役員がそれぞれ選任された。任期は 2 年であり、再任は 1 回のみとされた。

また、CEFACT 運営グループの委員については 15 名と規定され、役員選任と合わせ、以下の委員が選任された。この委員の任期は 2 年にて再選に関わる制限はない。

○国連 CEFACT 総会役員

議 長：Henri Martre 氏 (フランス)

副議長：Ray Walker 氏（英国）

\*同氏は同時に運営グループ(CSG)の議長として選任された。

Bernadette Curry 氏（米国）

Santiago Mila 氏（IAPH、スペイン）

Harvey Bates 氏（オーストラリア）

伊東 健治（日本）

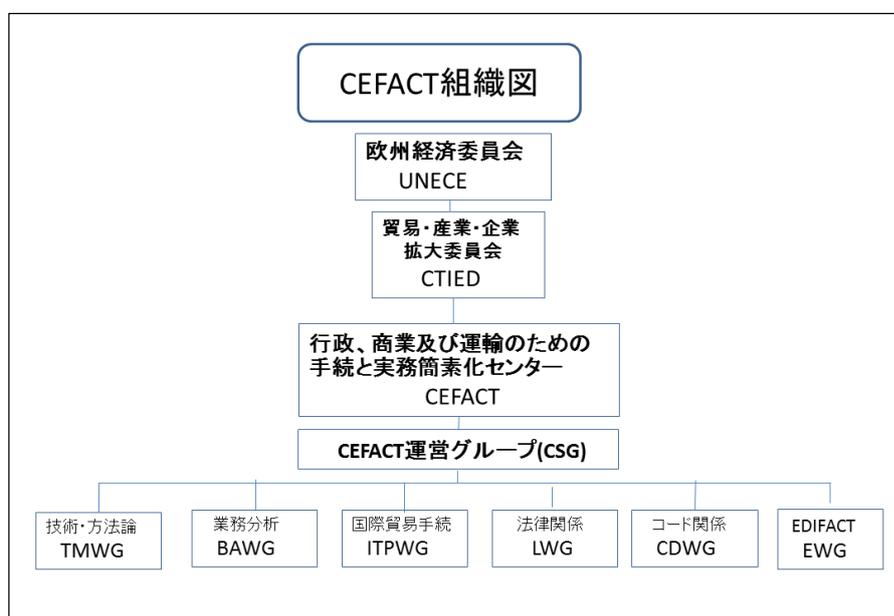
#### ○国連 CEFACECT 運営グループ(CSG)委員

以下の各国及び組織から 15 名の委員が選任された(カッコ内は人数)。

マレーシア(1)、英国(2)、フランス(1)、ドイツ(2)、オランダ(1)、

ルーマニア(1)、オーストラリア(1)、ブルガリア(1)、米国(1)、

カナダ(1)、EEMA(1)、WCO（世界税関機構）(1)、スウェーデン(1)



**【第2回総会】 開催日：1997年9月15日～19日、参加国数：31カ国**

#### 【トピック：常駐作業グループに関するマニフェスト（使命・規約）の承認】

第2回総会において、上記 CEFACECT 組織図の CEFACECT 運営グループのもとに常設される6つの作業グループに関するそれぞれのマニフェストが承認された。

○国際貿易手続作業グループ(ITWG)

○ビジネス分析作業グループ(BAWG)

○コード作業グループ(CDWG)

○法的事項作業グループ(LWG)

○テクノロジー及び手法作業グループ(TMWG)

○UN/EDIFACT 作業グループ(EWG)

**【第3回総会】 開催日：1998年3月16日～19日，参加国数：36カ国**

**【トピック1：アジア・ラポータ<sup>2</sup>のマンデート（使命）の承認とラポータの選任】**

○アジア・ラポータのマンデート（使命）が承認され、併せてアジア・ラポータとして我が国が推薦した伊東健治氏が承認された。

○また、ESCWA（西アジア経済社会委員会）より、将来的には同地域からもラポータを選任したいとの提案があった。

**【トピック2：地域経済委員会から運用グループ(CSG)への参加提案】**

ESCAP（アジア太平洋経済社会委員会）より、同委員会の特別代表をCSGのオブザーバとして出席させることについて提案があり、CSGはその提案に賛同し、これに対応するための規約の改定について検討することとなった。

**【トピック3：アドホック（作業）グループの設立】**

アドホック作業グループとして、以下の二つのグループが承認された。

①Electronic Commerce Working Group（電子商取引作業グループ）

②UN Location Code Working Group（UN/LOCODE作業グループ）

**【第4回総会】 開催日：1998年9月14日～15日，参加国数：31カ国**

**【トピック1：CEFACTから国連CEFACT(UN/CEFACT)への名称の変更】**

第1回総会において「WP.4」から改組された「CEFACT」は、本総会においてUN/CEFACTという新名称が承認された。

**【トピック2：役員を選出】**

国連CEFACT総会役員で、第1回総会にて選任された議長、「Henri Martre氏（フランス）」が再選された。

**【トピック3：中期戦略及び活動計画】**

中期戦略『国連CEFACT新世紀へのビジョンと戦略 UN/CEFACT A Vision and strategy for the new millennium (TRADE/CEFACT/1998/19)』並びに『国連CEFACT活動計画（TRADE/CEFACT/1998/20）』が承認された。

**【トピック4：他の国際機関との協力】**

国際標準化機関であるUNECE、ISO、IEC（国際電気標準会議）との間において改訂MoU(了解覚書)が確認されるとともに、MoU調整委員会メンバー8名が任命された。

---

<sup>2</sup> ラポータとは、フランス語のRapporteurの英語読みであり、国際会議等で特定任務のために任命される専門家のことで、任務の遂行状況を当該会議に報告する役割を負う。1987年3月以降、UN/EDIFACTの標準メッセージの開発のため、北米、欧州、アジア及びアフリカにラポータが選任された。（現在は、アジア・太平洋地域とアフリカ地域にのみ選任）。

### 【トピック 5 : CEFAC 報告】

国連 CEFAC アジア地区担当ラポーターである伊東健治氏は、総会の席上、アジア EDIFACT ボード (AS/EB) について、国連 CEFAC の名称が変更されたことに合わせ、「行政、商業及び運輸のための手続と実務簡易化アジア協議会 (Asia Council for the Facilitation of Procedures and Practices for Administration, Commerce and Transport 略して AFACT)」と名称を変更の上、再構築した旨の報告を行った。

**【第 5 回総会】 開催日： 1999 年 3 月 15 日～17 日、参加国数： 37 カ国**

### 【トピック 1 : 役員等の選出】

国連 CEFAC の総会役員等、以下のメンバーが選出された。

#### ○国連 CEFAC 総会役員 (副議長)

Ray Walker 氏 (英国) 再選

同氏は CSG 議長も兼務。

Santiago Mila 氏 (IAPH) 再選

伊東 健治氏 (日本) 再選

Raul Colcher 氏 (ブラジル)

同氏は任期中のため改選対象ではない。

#### ○国連 CEFAC 運営グループ(CSG)委員

各国及び各組織から 15 名の委員が選任された(カッコ内は人数)。

英国(1)、フランス(1)、ベルギー(1)、ドイツ(2)、イラン(1)、

オランダ(1)、ルーマニア(1)、オーストラリア(1)、ブルガリア(1)、米国(1)、

カナダ(1)、SWIFT(1)、WCO(1)、スウェーデン(1)

### 【トピック 2 : 中期戦略文書の改訂】

『国連 CEFAC 活動の戦略的な視点』の改訂 (TRADE/ CEFAC/ 1999/ CRP.1) が承認された。これは第 4 回総会において承認された国連 CEFAC 中期戦略『国連 CEFAC 新世紀へのビジョンと戦略 (TRADE/ CEFAC/ 1998/ 19)』の内容に『SMEs についてのステートメント』を加えた改訂版である。

### 【トピック 3 : 各作業グループの運営状況】

国連 CEFAC 活動は 2 期目に入り、各作業グループが行う作業の統合化、整合化に焦点を合わせるべきであり、また、作業グループによっては専門家メンバーの参画が少なく、作業に支障がでかねないとの危惧が CEFAC 運営グループ(CSG)から報告され、これを受け、作業グループごとに専門家の育成に力を注ぐこととなった。

### 【トピック 4 : XML/EDI (Extensible Mark-up Language/ EDI)】

専門家グループにより XML/EDI に関する動向について報告があり、多くの重要なポイントが指摘された。これに対し総会は、CSG に対して以下の重要なポイントを見直すよう指示した。

- ・インターネット・ワールドワイド Web でデータ伝送メカニズムとして XML/EDI を使用する可能性。
- ・人とコンピュータの双方に、同一データを認識させ、処理させる方策。
- ・広く利用される XML のためにデータエレメント記述についてグローバルなレポジトリの形での一貫性と普遍的な基礎が必要。
- ・いかなるグローバルなレポジトリにおいても合意の形成と管理が重要。

**【第 6 回総会】 開催日： 2000 年 3 月 29 日～30 日、 参加国数： 46 カ国**

#### 【トピック 1：国連 CEFAC の英文名称の変更】

国連 CEFAC のスコープをより良く組織名に反映させるため、名称を以下のとおり変更することが承認された。

(新名称)

「United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business」  
貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター

(旧名称)

「The Centre for the Facilitation of Procedures and Practices in Administration, Commerce and Transport」  
行政、商業および運輸のための手続簡素化と実務のためのセンター

なお、略号である UN/CEFACT は変更をしないこととなった。

#### 【トピック 2：他の国際機関との協力】

CSG 議長より、UNECE、ISO、IEC（国際電気標準会議）、ITU（国際電気通信連合）との間の MoU(了解覚書)について、3 月 24 日に署名が完了した旨の報告があった。

**【第 7 回総会】 開催日： 2001 年 3 月 28 日～29 日、 参加国数： 43 カ国**

#### 【トピック 1：役員の変更】

国連 CEFAC 総会役員について、議長が新たにドイツから選任されたのを始め、以下の役員が選任された。

- 議長： Cristian Fruhwald 氏（ドイツ）新任
- 副議長： Ray Walker 氏（英国）再選（CSG 議長兼務）
- Santiago Mila 氏（IAPH）再選
- 伊東 健治氏（日本）再選
- Teresa Sorrenti 氏（米国）新任
- J.J.Olumekun 氏（ナイジェリア）新任

国連 CEFAC 運営グループ(CSG)委員として、以下の各国及び組織から 15 名の委員が選任された(カッコ内は人数)。

英国(1)、フランス(1)、ドイツ(1)、オランダ(1)、ルーマニア(1)、  
オーストラリア(1)、米国(1)、カナダ(1)、SWIFT(1)、WCO(1)、  
スウェーデン(1)、ICC(1)、フィンランド(1)、イラン(1)、インド(1)

**【トピック 2 : アジア地区ラポータ改選】**

アジア地区ラポータについて、伊東健治氏に代わり T.A.Khan 氏（インド）が選出された（新任）。

**【トピック 3 : 他の国際機関との協力】**

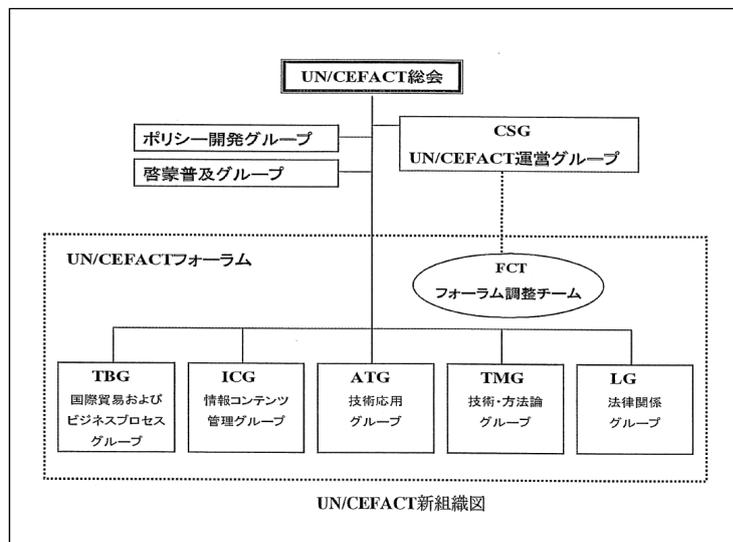
- ① 『WCO/UNECE 間の電子ビジネス分野における標準化に関する MoU(了解覚書)』について承認された(TRADE/CEFACT/2001/25)。
- ② 国際電気標準会議(IEC)、ISO、国際電気通信連合 (ITU)、UNECE との間において「ISO/IEC/ITU/UNECE 間の電子ビジネス分野における標準化に関する了解覚書 (MoU)」(TRADE/CEFACT/2000/31)についての署名が完了したとの報告があった。

**【第 8 回総会】 開催日：2002 年 5 月 27 日～28 日、参加国数：45 カ国**

**【トピック 1 : 総会および作業グループの再構築】**

総会および作業グループの再構築に関する国連 CEFACT 運営グループ(CSG)による提案が行われ承認された(TRADE/CEFACT/2002/8)。

更に、「啓蒙普及グループ(Promotion and Communication Group)」及び「政策開発グループ (Policy Development Group)」の設立に関する提案が、議長と事務局より行われ、それぞれ承認された。主な変更点は、①これまでの作業グループを下図のとおり、TBG、ICG、ATG、TMG、TMG、LG の 5 つのグループに再編成する、②これまで各作業グループは年間を通して個々に会合を開催していたが、今後はフォーラムという形式により一堂に会しての会議を行う、との 2 点である。



#### 《各作業グループの役割》

- International Trade & Business Processes Group (TBG) :  
ビジネス及び行政プロセスの分析、ベストプラクティス、貿易簡易化手続きを担当する。
- Information Content Management Group (ICG) :  
再利用可能な情報ブロックの管理、分類、標準化を担当する。
- Applied Technologies Group (ATG) :  
貿易、ビジネス及び行政関連文書構造の作成を担当する。
- Techniques and Methodologies Group (TMG) :  
基本（メタ）仕様書、ツールの提供を担当する。
- Legal Group (LG) :  
Legalに関する事項を担当する。

#### 《国連 CEFACT フォーラムの開催》

国連 CEFACT フォーラムは、本総会の合意に基づき、第1回会合を2002年9月9～13日の間、国連欧州本部にて開催され、更に第2回国連 CEFACT フォーラムは2003年3月10～14日の間にサンディエゴ（米国）にて開催されることとなった。

#### 【トピック2：国際フォーラム開催】

国連 CEFACT と ECE の貿易・産業・企業拡大委員会(CTIED)との連携により、「世界貿易成長のための手続き簡素化」と題する「貿易簡易化国際フォーラム」が総会開催翌日の2日間(5月29～30日)にわたり開催された。同フォーラムの趣旨は、貿易円滑化における現在の動向を議論するとともに、現在のトピックの範囲と貿易における貿易簡易化のためのインパクトを総会代表や招待者に対して強く印象づけることであった。

#### 【トピック3：知財権関連】

国連 CEFACT 法律連絡ラポータ(Marsh 氏)は、「国連 CEFACT の成果物の一部として開発された国際標準は、開発された標準が幅広く使用されることから、全ての利用者に対してライセンス要件や特許使用料なしで自由に利用できなければならない。」との結論を述べ、総会においてこの結論が支持された。

#### 【トピック4：AFACTがオブザーバとして総会に参加】

国連 CEFACT 総会に「AFACT(貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア・太平洋協議会)」が初めてオブザーバとして参加した。

**【第9回総会】 開催日：2003年5月12日～13日、参加国数：79カ国**

#### 【トピック1：ebXML仕様の採択】

総会は文書 TRADE/ CEFACT/ 2003/7 に記載される ebXML 仕様を承認した。  
この ebXML 仕様は以下により構成されている。

- Technical Architecture(TA)
- Business Process Specification Schema (BPSS)

- Registry Information Modem (RIM)
- Registry services specification (RS)
- ebXML requirements (REQ)
- Collaboration Protocol Profile and Agreement specification (CPPS)
- Message Service Specification (MS)

#### 【トピック 2 : フォーラム開催】

昨年に引き続き、国連 CEFACT と ECE 貿易・産業・企業拡大委員会(CTIED)との連携にて「新たな安全環境下でのグローバリゼーションの共有」と題する「貿易簡易化国際フォーラム」が総会開催翌日の 2 日間(5 月 14~15 日)にわたり開催された。

#### 【トピック 3 : 知財権関連】

総会は、国連 CEFACT 法律連絡ラポータとその非公式チームに対して、IPR (知的財産所有権) 政策に係る最終案を国連法務局(Office of Legal Affairs)と協議し、その合意を図る権限を与えた。

#### 【トピック 4 : AFACT がオブザーバとして総会に参加】

「AFACT(貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア・太平洋協議会)」は、総会に Gary GONG 氏 (台北 EDIFACT 委員会) をオブザーバとして参加させた。

AFACT メンバーが国連 CEFACT 総会に参加するのは昨年に続き 2 回目である。

**【第 10 回総会】 開催日 : 2004 年 5 月 17 日~19 日、参加国数 : 21 カ国**

#### 【トピック 1 : 参加国数 大幅減】

今次総会の参加国は、前回第 9 回総会の参加国が 79 カ国であったのに対し大幅な減となった。特に国連 CEFACT の上部委員会である貿易・産業・企業拡大委員会(CTIED)が前週に開催されたこともあり、欧州各国からの今次総会への参加を見送ったことが一因との見方があった。

#### 【トピック 2 : 知財権関連】

総会は、国連 CEFACT 法律連絡ラポータと事務局に対して、国連法務局(Office of Legal Affairs)と協議の上、その結果を 2004 年 9 月までに各国代表団長宛てに報告するよう指示するとともに、国連の IPR (知的所有権) 政策を国連 CEFACT の Website に掲示するよう指示した。

この Website での掲示は、国連 CEFACT の IPR 政策が明確でなく、これが明確化されるとともに知財権が保護されるまでの間は参加を見合わせるとの声明が IBM、Microsoft、SAP 等から出されたことによるものであった。

#### 【トピック 3 : 副議長改選】

国連 CEFACT 総会役員の改選が行われ以下 5 名が任期 2 年として選出された。

- Mike Doran 氏 (英国)
- T.A.Khan 氏 (インド)
- Duane Nickll 氏 (カナダ)

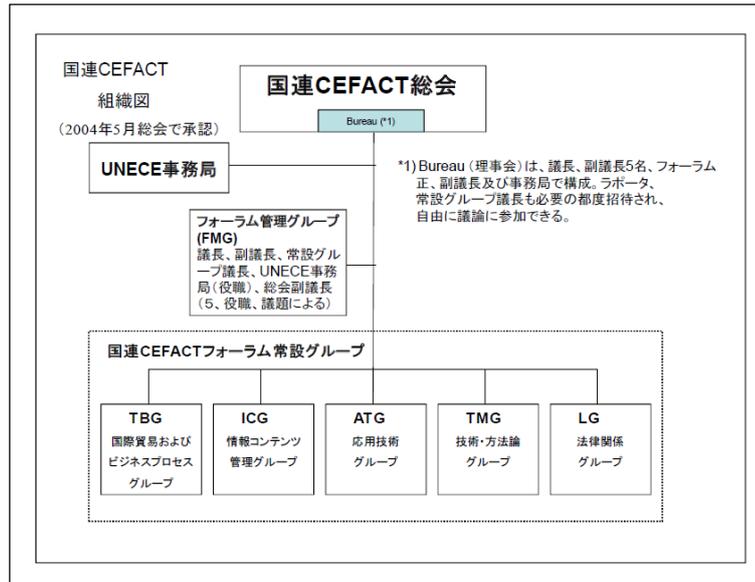
○Christina Rahren 氏（スウェーデン）

○Mark Palmer 氏（米国）

**【第 11 回総会】 開催日： 2005 年 6 月 22 日～23 日、参加国数： 33 カ国**

### 【トピック 1：国連 CEFACT の使命と委任事項の明確化 (TRADE/R.650/ Rev.4)】

国連 CEFACT の組織が文書として明確化された。組織図は以下のとおりである。



### 【トピック 2：国連 CEFACT ビューロ議長の選出】

国連 CEFACT ビューロの議長として Stuart Feder 氏（米国）が選出され、任期は 2005～2007 年の 2 年間となった。

（同氏は、今次第 11 回総会以降、2015 年 2 月の第 21 回国連 CEFACT 総会までの間、議長職を歴任することとなる。）

### 【トピック 3：国連 CEFACT 知財権に係る基本方針案 (TRADE/CEFACT/2005/MISC.3) の承認】

国連 CEFACT の知財権に係る基本方針案が総会に提出され、英国（法律問題連絡ラポータ）及びフランス等の支持により承認された。

### 【トピック 4：OASYS との協力協定の合意】

総会では、OASYS の CEO である Patrick Gannon 氏が、文書「TRADE/CEFACT/2005/Misc. 2」に基き「UNECE と OASYS 間の了解覚書」について報告を行い、ISO、米国、カナダ、ドイツがこれを歓迎する旨のコメントを行った。

### 【トピック 1：ECE の改革及び国連 CEFACT の対応】

ECE 加盟各国は、ECE に係る現状の見直しを行うとともに、その結果を 2005 年 6 月に「The State of UNECE」として総括した。これに基づき、2005 年 12 月、「ECE 改革計画(Work Plan on UNECE Reform)」が決定された。その中では①Accountability（信頼性）、②Transparency（透明性）、③Horizontal coherence of activities（相互連携）の 3 点が強調された。この計画に基く新 ECE 体制では、貿易・産業・企業拡大委員会(CTIED)に代わり、貿易委員会(Committee on Trade (CT))が設置されることとなり、国連 CEFACT から見ると、その上部組織は CTIED から CT に変更されることとなった。

ECE の活動方針については、加盟各国代表で構成される執行委員会(Executive Committee (EXCOM))が決定権限を持つこととなり、併せて国連 CEFACT を含む ECE 傘下組織への予算配分についての大きな影響力を持つことになる。その対象は①各機関の委任事項、②具体的活動計画、③成果目標、④予算計画である。

総会では、ECE の上述改革に対応し、議長より概括的な以下の方針が述べられた。

「高位の優先順位として①国連 CEFACT の組織の改善、②知財権方針の早期確立、他の標準設定期間との協調、③国連 CEFACT を取り巻く利害関係者とのコミュニケーションの改善」

### 【トピック 2：『国連 CEFACT の統一戦略に向けて』の承認】

総会では『Towards an integrated strategy for UN/CEFACT』(ECE/TRADE/CEFACT/2006/5)について事務局より報告され、承認された。

その戦略の骨子は以下 3 点である。

- ① 国内外での貿易取引の円滑化及びその障害の撤去に向けて活動する。
- ② ツールや Instrument の開発にはオープンな会話について全ての利害関係者を Encourage する。
- ③ プロダクト、関連する情報やサービスの交換をより効果的に行うために、ビジネス分野の業界、貿易業界、実務行政機関の能力向上を図る。

### 【トピック 3：国連 CEFACT 知財権基本方針の発効】

総会では、永年の懸案であった国連 CEFACT の知財権方針(IPR Policy) (ECE/CEFACT/2006/11)について国連法務局の承認が得られ、最終版として発効することとなった。

### 【トピック 4：国連 CEFACT 副議長の改選】

総会では、副議長として以下 4 氏が選出され、任期は 2006-2008 の 2 年間とされた。

- Mike Doran 氏 (CERN 英国) 再任
- T.A.Khan 氏 (インド) 再任
- Mark Palmer (米国) 再任
- Christina Rahlen 氏 (スウェーデン) 再任

### 【トピック 5 : アフリカ地区ラポータの選出】

国連 CEFACT 地域ラポータとして、新たにアフリカ地区ラポータのポストが設定され、Ibrahima Diagne 氏（セネガル）が選任された。

**【第 13 回総会】 開催日： 2007 年 5 月 14 日～16 日、参加国数：26 カ国**

### 【トピック 1 : 「eBGT（電子ビジネス・行政・貿易）イニシアティブ」の提起】

ECE 事務局ならびに国連 CEFACT ビューロより、共同して提出された「特別予算またはそれに類する措置による標準化開発と CEFACT 勧告の策定に関する作業手順」（以下「eBGT 手順」と略す）と題する文書について以下のとおり説明があった。

- ・国連 CEFACT の利害関係者は ebXML 公開から 6 年経過し、その間、標準化作業の遅延に不満。
- ・開発案件の選択と高順位の作業へのリソースの集中配分が必要。
- ・そのための資金調達のため、CEFACT としての特別基金を創設することが必要。

今後 18 ヶ月をかけ具体化のための以下の作業を行うこととなった。

① 第 1 ステージ：2007 年 9 月～11 月

中核プロジェクトの選定と立ち上げ、企業や大学等の教育研究機関向けのデモ等によるスポンサー拡大

② 第 2 ステージ：2007 年 12 月～2008 年 5 月

高優先プロジェクトの重点的開発作業の促進

③ 第 3 ステージ：2008 年 6 月～8 月

上記成果物のデモとケーススタディ

④ 第 4 ステージ：2008 年 9 月～11 月

上記活動の総括と次期フェーズへの企画立案

### 【トピック 2 : 公開開発手順(Open Development Process)の改訂】

これまでの手順では技術標準のみを対象としていたが、これを技術仕様、ビジネスプロセス標準、国連勧告及び各種仕様に係る導入ガイドの開発・策定作業に、その適用を拡大した。

### 【トピック 3 : 国連 CEFACT 2008-2009 活動計画案 承認】

活動計画案の骨子は以下のとおり。

- ① 国内・国際通商・商業の円滑化と、障害・制約の除去・緩和
- ② WCO や OASYS をはじめとする国際標準化団体・機関とのオープンな協調や共同作業への取り組み
- ③ 発展途上国への教育訓練支援や技術移転による全体レベルの底上げ

**【第 14 回総会】 開催日： 2008 年 9 月 16 日～17 日、参加国数：28 カ国**

**【トピック 1 : eBGT (電子ビジネス・行政・貿易)イニシアティブによる重要プロジェクト支援】**

ビューロにより eBGT 導入方針について、以下の内容が総会に提出され、総会はこれを承認した。

- (1) 以下 4 つの活動に集中する。
  - ①オンライン標準の開発 (オンライン標準ショーケース OSS、オンライン標準レジストリー)
  - ②能力開発
  - ③コミュニケーション
  - ④ギャップ分析
- (2) eBGT の運用管理方法を定める。
- (3) 開発促進のため、ボランティアで開発を進めている専門家に加え、特別予算による人的リソースを投入する。
- (4) 資金はメンバー国と民間などからの寄付とする。寄付された信託基金は国連の定めたルールに従って管理される。

**【トピック 2 : 副議長の選任】**

国連 CEFACT の役員について、以下の 5 名を選任し、その任期は 2008 年～2010 年の 2 年間とされた。

- Peter Amstutz 氏 (米国)
- Pier Alberto Cucino 氏 (イタリア)
- Arild Haraldsen 氏 (ノルウェイ)
- Tahseen A.Khan 氏 (インド)
- Allen Bruford 氏 (WCO)

**【第 15 回総会】 開催日： 2009 年 11 月 9 日～12 日、参加国数：24 カ国**

**【トピック 1 : EXCOM による国連 CEFACT に対する改善勧告】**

ECE の執行委員会(EXCOM)は、2009 年 2 月開催の第 27 会期において国連 CEFACT の組織運営活動に関する改善を求める勧告を行った。

その骨子は以下の 6 点である。

- ①組織運営の透明性の向上
- ②組織ガバナンスの向上
- ③組織内部の作業バランスの改善
- ④移行経済諸国への関与の拡大
- ⑤標準および勧告の導入・実施を促進する教育訓練の強化
- ⑥他の国際機関との連携の強化

総会では、事務局より上記勧告について、2009年7月のEXCOMに対する報告内容を説明した。

具体的には、①については、国連CEFACTのWebsiteを改善すること、②③については第15回国連CEFACT総会にて改善の方策を諮ること、④⑤については移行経済圏諸国に関する勧告を作成したこと、⑥についてはセミナー開催等におけるWCOとの連携を行ったことについて説明があった。

#### 【トピック2：ロシア代表团からの積極的な改善要求】

本総会では以下の各審議項目について同代表団の改善指摘が頻繁に提出された。

- ・議案書の多くがロシア語への翻訳が行われていない。
- ・2010-2011活動計画改訂について、今回は承認するものの2010年の総会開催までには見直すことを条件とする。
- ・勧告第35号（シングルウィンドウに関する法整備）については、今次総会での承認ではなく2010年5月1日までの間、修正意見提出期限を延長し、会期間承認に付すべきである。

なお、上述トピック1のEXCOMの改善勧告もロシアの意向が大きく影響しているものと想定される。

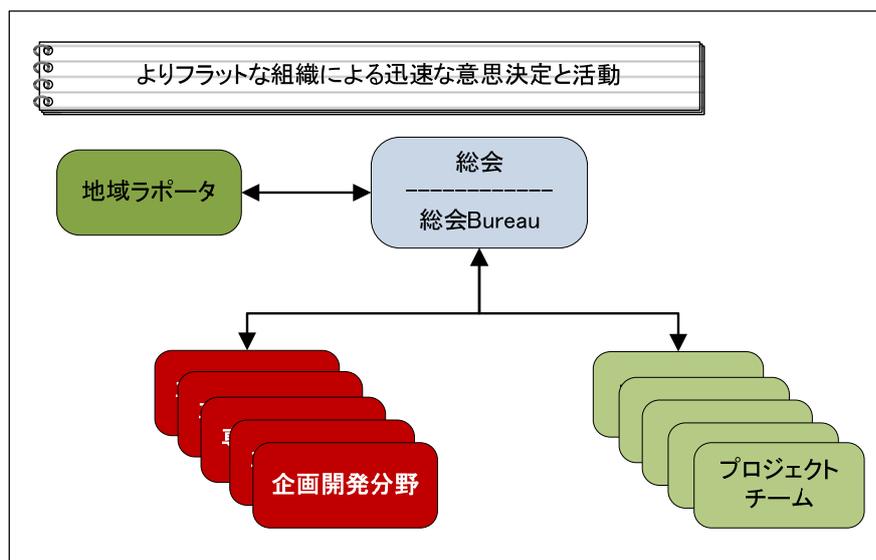
**【第16回総会】 開催日： 2010年12月8日～10日、参加国数：29カ国**

#### 【トピック1：国連CEFACTの組織改革案の承認】

ビューロにより組織改編及びそれに伴う規約改正案が提案され、承認された。

この時点では、未だ個々の具体的な項目は詰められていないものの、現在の国連CEFACTの組織構成の原型がこの時点で承認されたこととなる。

現行組織は、2005年6月の第11回総会で明文化された、①総会、②ビューロ、③フォーラム管理グループ、④フォーラム常設グループの4階層となっている現状を下図のように、よりフラットにするという構想により意思決定の迅速化と効率化を図ることを意図している。



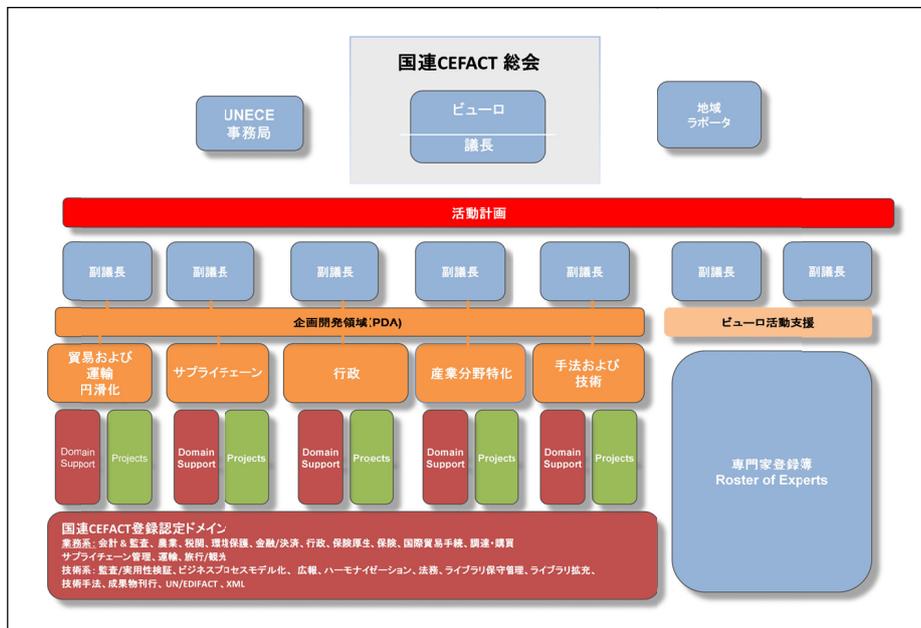
【トピック 2 : フォーラム開催国に課せられる条件】

ビューロによる報告として、今後のフォーラム開催国については、国連のルールである「正式な国連会議開催に際しては国連と開催国との間で協定を締結する(Host Country Agreement)」を適用することとなるとの説明があり、このことから、その後の世界各国でのフォーラム開催に少なからず影響することとなった。

【第 17 回総会】 開催日： 2011 年 7 月 7 日～8 日、参加国数： 22 カ国

【トピック 1 : 国連 CEFACT の組織改革案の承認】

ビューロにより、新組織案について詳細な報告があり、以下の組織図のとおりとすることが承認された。



【トピック 2 : ビューロ副議長 選出】

国連 CEFACT の規約では副議長は 4 名以上と規定されている。また、ビューロは 5 つの企画開発領域(PDA)を担当する 5 名、ならびにビューロ活動支援を担当する 2 名で計 7 名とする意向であったが、各国からの立候補は 9 名となり、総会では以下の 9 名全員が選出された。

- Peter Amstutz 氏 (米国)
- Pier A.Cucino 氏 (イタリア)
- Mike Doran 氏 (英国)
- Victor Dravista 氏 (ベラルーシ)
- Tim McGrath 氏 (豪州)
- Tahseen A.Khan 氏 (インド)
- Bruno Prepin 氏 (フランス)

○Harm J.Van Burg 氏（オランダ）

○Mats Wicktor 氏（スウェーデン）

【トピック 3 : アジア地区ラポータ 選出】

アジア地区ラポータは、しばらくの間、空席となっていたが 2011 年の AFACT 副議長国でタイの代表団長である Ajin Jirachiefpattana 氏（タイ）が立候補し選出された。

【第 18 回総会】 開催日： 2012 年 2 月 15 日～17 日、参加国数：18 カ国

【トピック 1 : 国連 CEFACT の組織改革】

今次総会において組織変革の中で一部積み残しとなっていた規約等は、全ての改訂内容が承認された。また、新組織の下での活動計画(2012-2013 年)が承認されたことにより組織改革自体は今次総会で全て完了となった。

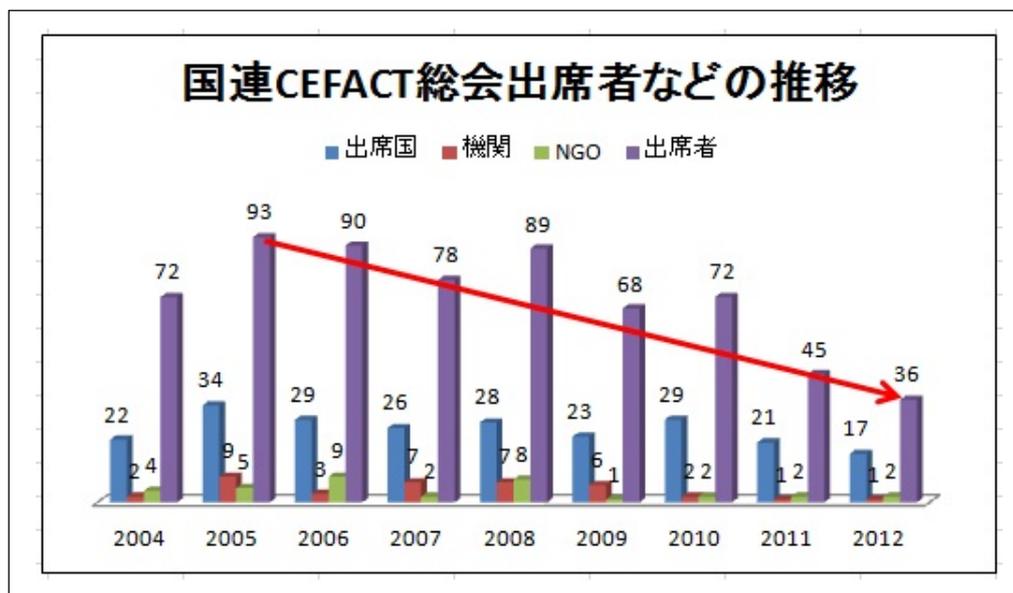
【トピック 2 : 外部標準化組織との協調戦略】

今回承認された活動計画には、他の標準開発組織や機関との連携が明記され、「活動の重複を回避し、国際的に整合性のある枠組みを構築するために、貿易円滑化活動に携わる他の主要な当事者や標準開発組織とともに活動する。」との協調戦略方針が示された。

【トピック 3 : 激減した総会参加国数】

今次総会の参加国は 18 カ国となりこれまでの参加国としては最低となった。

組織改革が実際に機能するのは 2012 年度からであり、今後の各国の参加状況を見守ることとなった。



【トピック 1：ECE の組織改革に伴う国連 CEFACT 事務局のリソースの削減】

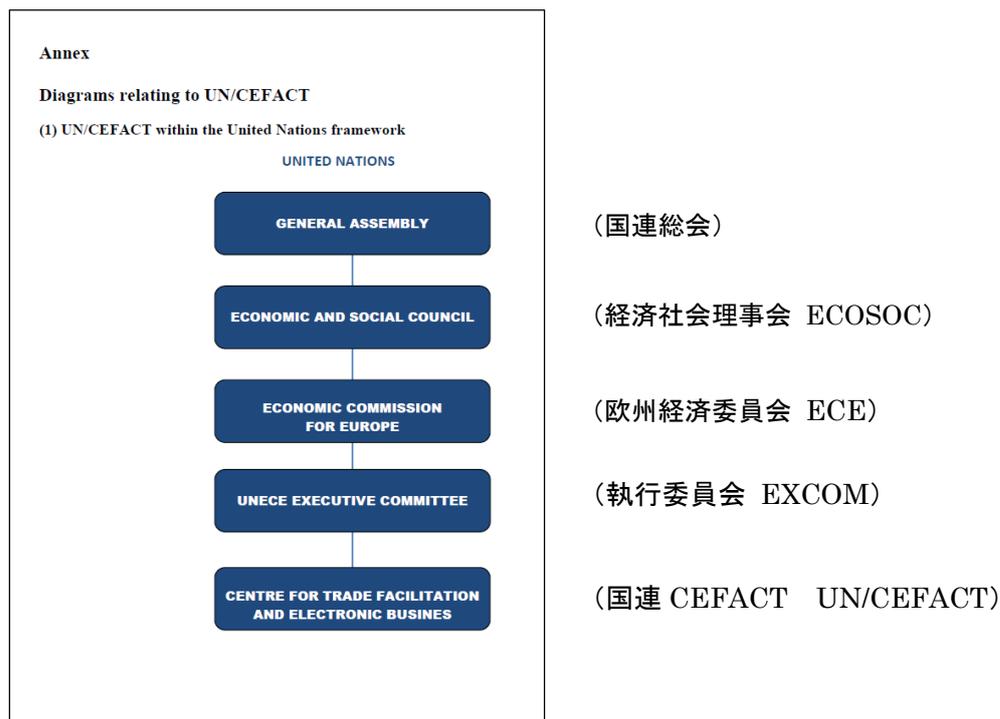
総会においては、2005 年に決定された国連欧州経済委員会(UNECE)の組織改革方針に基づき、ECE が諸々の対策を実施した結果、国連 CEFACT の事務局のリソースも削減されることになった旨の報告があった。

【トピック 2：国連 CEFACT から EXCOM への報告ルートの変更】

事務局から、ECE の執行委員会(EXCOM)は、従来の国連 CEFACT から EXCOM への報告について、これまでの通商委員会を介することなく、直接報告する体制を検討していること、その最終結論は 2014 年 12 月を予定していることについて説明があった。

また、事務局から、現行の規約(ECE/TRADE/C/CEFACT/2010/15/Rev.3)に本件の内容を織り込んだ改訂版草案が提示された。

総会閉会后、事務局より改定案(ECE/TRADE/C/CEFACT/2010/15/Rev.5)が EXCOM に提出され EXCOM はそれを承認したことの説明があった。改訂前の Rev.3 から変更され次ページ図のとおりとなった。



【トピック 3：国連 CEFACT の戦略方針改訂の検討】

ビューロより、2012 年に完了した国連 CEFACT の組織改革を反映することを目的に、2006 年の第 12 回総会にて承認された「Towards an integrated strategy for UN/CEFACT (国連 CEFACT の統一戦略に向けて)」(ECE/TRADE/CEFACT/2006/5) の改訂案「国連 CEFACT の生成する成果物のための連携した戦略的なフレームワーク」(ECE/TRADE/

C/ CEFACT/2013/8)に関する説明があった。本案は会期間承認に付すこととなった。

本案は閉会后、会期間承認手続きが行われたが、各国から多様な意見が提出され、それを織り込んだ最終案が2015年2月開催の第21回総会に提出され、ようやく承認される結果となった。

#### 【トピック4：アジア太平洋地区ラポータの改選】

AFACTから推薦を受けた石垣 充 JASTPRO 業務一部長がアジア太平洋地区ラポータとして2013-2015年の任期にて選任された。

**【第20回総会】 開催日： 2014年4月10日～11日、参加国数：25カ国**

#### 【トピック1：国連 CEFACT の戦略方針改訂の検討】

ビューロより前回総会に引き続き、2012年に完了した国連 CEFACT の組織改革を反映することを目的に、2006年の第12回総会にて承認された「Towards an integrated strategy for UN/CEFACT（国連 CEFACT の統一戦略に向けて）」(ECE/TRADE/CEFACT/2006/5)の改訂案「国連 CEFACT の生成する成果物のための統合した戦略のフレームワーク」(ECE/TRADE/C/CEFACT/2014/7)について説明があった。

本件については、前回総会の後、2013年7月に会期間承認手続きが行われたが、各国から多様な意見が提出され、これを織り込んで策定されたのが今回の改定案である。

国連 CEFACT の専門家の間では大きく2つの異なる意見に分かれて、オランダ代表と米国代表がそれぞれの考えを背景に意見を表明した。

オランダ代表は、国連 CEFACT の進む道と題した意見書を提出し、国連 CEFACT は貿易円滑化や電子ビジネスにおける用語・意味情報のレベルで他の標準化組織と協調して行くことに重点を置くべきで、他の組織で開発された技術的ソリューションを国連 CEFACT として取り込んで行くべきとの趣旨を表明した。一方、米国は、「国連 CEFACT はシンタックスの開発・メンテナンスをこれまで同様（主要な役割として）継続すべき。」との意見を表明した。

本件は本総会において結論を出さず、副議長全員の改選が行われたことを捉え、新体制にて検討の上、改めて改定案を次回第21回総会に提出することとなった。

この結果、国連 CEFACT の活動計画も2014-2015年の2年間ではなく、2014年の単年度の活動計画として承認された。

#### 【トピック2：ビューロ副議長の改選】

今次総会では副議長の改選が行われ、米国、豪州、フランス、オランダ、インド、ナイジェリア、イタリアの各国から計9名の候補者がノミネートされた（このうちフランスは候補者2名）。

現行規約では、副議長は4名以上とのみ規定されており、総会において選任すべき副議長の数、各国のノミネーションのルールについて審議された。

選任すべき副議長は、現行の国連 CEFACT 組織における企画開発領域の数が(5)であること、及びビューロプログラム支援が(1)であり、これに留意して6名となった。

各国代表による投票の結果、以下 6 名が 2013-2016 年の 3 年間の任期にて選任された。

- Harm Jan Van Burg 氏（オランダ）再任
- Raffaele Fantetti 氏（イタリア）新任
- Anders Grangard 氏（スウェーデン）新任
- Estella Igwe 氏（ナイジェリア）新任
- Lance Thompson 氏（米国）新任
- Tahseen A.Khan 氏（インド）再任

**【第 21 回総会】 開催日： 2015 年 2 月 16 日～17 日、参加国数：27 カ国**

### 【トピック 1：国連 CEFACT の戦略方針改訂案および活動計画案の承認】

2012 年に完了した国連 CEFACT の組織改革を反映することを目的に、2006 年の第 12 回総会にて承認された「Towards an integrated strategy for UN/CEFACT (国連 CEFACT の統一戦略に向けて)」(ECE/TRADE/CEFACT/2006/5)の改訂案「国連 CEFACT の活動に関する戦略のフレームワーク」(ECE/TRADE/C/CEFACT/2015/7)について、ビューロが説明し、原文のまま承認された。

《同改訂案の骨子》

- ①国連 CEFACT のビジョンは「グローバルコマー্সのための簡易な、透明性の確保された、有効なプロセス」の実現である。
- ②国連 CEFACT は貿易円滑化勧告と電子ビジネス標準のための Focal Point である。
- ③他の組織が開発した標準との間でセマンテック（意味情報）及びビジネスプロセスに重点を置いて相互運用性の実現を考慮する。
- ④その他

これに基づいて策定された『国連 CEFACT 2015-2016 年度活動方針（案）』が併せて原文どおり承認された。

### 【トピック 2：ビューロ議長の改選】

今次総会がビューロ議長の 3 年毎の改選時期にあたり、また、第 11 回総会以降議長職にあった「Stuart Feder 氏」が退任を表明し、米国、オランダ、インド各国から計 3 名の候補者がノミネートされた。

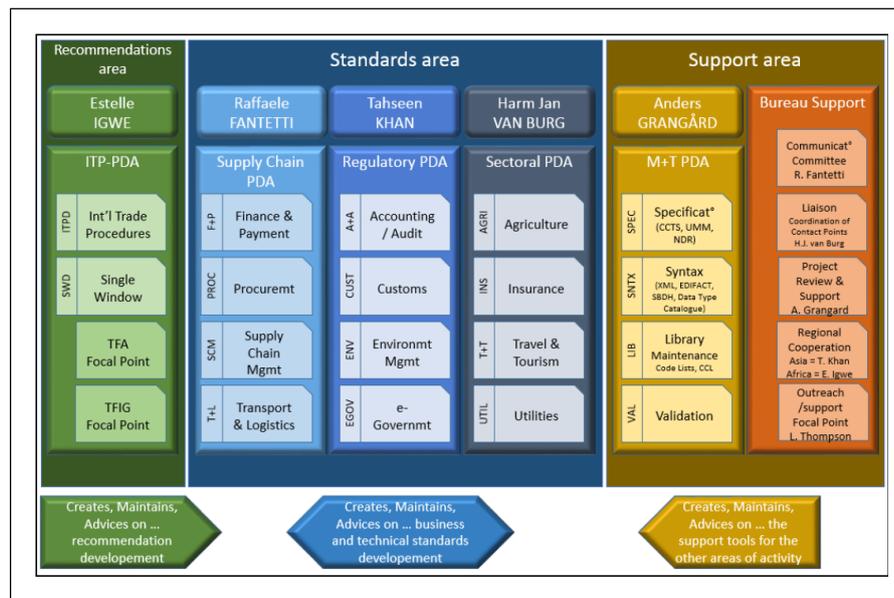
無記名投票の結果、Lance Thompson 氏が選出された（新任）。



(Stuart Feder 元議長の永年の貢献に感謝の意を込めて記念品贈呈)

前回第 20 回総会にて、ビューロの選出規則の明確化を行い、会期間承認をするとの結論であったが、今次総会ではその草案のみ提示され、総会での意見に留意して最終案を会期間承認にかけるとの結論となった。草案には期中にビューロメンバーに欠員が出た際の対処要領についても記述があり、また、今回の改選では新議長が副議長職からの立候補のため、副議長席が空席となったが新議長は本年度については補充を行わず、現在の 5 名の副議長体制にて運営する旨の方針を表明している。

下記は、2015 年 3 月 17 日付にて新ビューロより各国代表に公開された新体制図である。



この新たな運用体制によると、ビューロ副議長（現在 5 名）は、①国際貿易手続 PDA、②サプライチェーン PDA、③行政 PDA、④産業別特化 PDA、⑤手法・技術 PDA の 5 つの PDA をそれぞれ個別に統括することとなる。更に上図一番右サイドに明示されている「Support area」内の「Bureau Support（ビューロ支援）」については、第 21 回総会にて承認された「国連 CEFACT 活動の戦略的枠組み」(ECE/TRADE/C/CEFACT/2015/7) に掲げる戦略的分野（①貿易円滑化に障害となる事項を特定し分析する②勧告や標準を開発・維持とその利活用の推進③国連 CEFACT 内及び外部とのコミュニケーション④他の組織との連携）及び啓蒙普及の教育訓練を各ビューロメンバーが担当し推進することとなる。

この新体制は、ビューロ（議長及び副議長 5 名）にかなりの質的、量的な Capability が期待される構想であり、ドメインごとに配置されるドメインコーディネータが十分に機能することがキイとなる。

2015 年 4 月に国連欧州本部にて開催される第 25 回国連 CEFACT フォーラムにおいて新ビューロより新組織による新規運用体制について説明が予定されている。

以上

資料Ⅰ 各総会の参加国一覧

総会回数 ①回～⑳回	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	㉑	
<b>【欧州地域】</b>																					
オーストリア	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○	○		○	○	○
アルメニア									○												
アルバニア						○															
アゼルバイジャン						○			○							○					
ベラルーシ						○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○	
ベルギー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
ブルガリア	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○								
ボスニア・ヘルツェゴビナ								○	○												
クロアチア					○															○	○
キプロス																○					○
チェコ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
デンマーク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○				
エストニア									○											○	
ユーゴスラビア								○													
フィンランド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フランス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ジョージア																○					
ドイツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
ギリシャ					○				○												
ハンガリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○					
アイスランド	○				○	○	○	○	○			○	○								
アイルランド	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		○			
イタリア		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カザフスタン									○							○					
キルギスタン						○			○			○		○							
ラトビア									○												
リトアニア						○	○														
ルクセンブルグ	○	○	○	○	○	○	○	○													○
オランダ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ノルウェイ			○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ポーランド	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
ルーマニア	○	○	○	○	○	○		○	○												
モルドバ							○	○	○			○	○	○	○						
ロシア	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
セルビア・モンテネグロ									○												
スロバキア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
スロベニア	○	○	○	○	○		○	○													
スペイン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○			○	○
スウェーデン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スイス	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○
タジキスタン									○							○					
マケドニア		○	○			○			○		○										
トルクメニスタン																				○	
ウクライナ					○	○	○	○	○			○	○	○		○				○	○
英国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウズベキスタン									○		○	○									
ユーゴスラビア							○														
<b>【北米地域】</b>																					
カナダ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
米国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>【アジア地域】</b>																					
中国							○		○							○	○				○
インド						○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
日本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
韓国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モンゴル												○	○	○	○						
マレーシア						○			○												

総会回数 ①回～⑳回	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	㉑	
パキスタン									○		○		○								○
ネパール						○															
フィリピン							○		○												
スリランカ									○												
タイ									○								○	○		○	○
ベトナム									○			○		○	○		○			○	
【大洋州】																					
オーストラリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ニュージーランド														○							
【中東地域】																					
アフガニスタン											○										
イラン	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○										
イスラエル	○		○		○	○	○	○			○										
ヨルダン									○		○										
クウェート									○												
レバノン					○		○		○		○										
オマーン								○	○												
カタール									○												
サウジアラビア									○												
シリア						○															
トルコ	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○			○	○	○	○
【アフリカ地域】																					
アンゴラ									○												
ブルキナファソ									○												
コートジボアール									○												
エジプト									○												
ガボン	○										○										
ガーナ								○	○												
レソト																					○
モロッコ											○										
ケニア						○			○												
マラウイ								○													
モーリシャス								○	○												
ナイジェリア			○	○	○		○	○	○											○	○
セネガル	○		○			○			○			○	○	○	○	○		○	○	○	○
南アフリカ	○	○						○	○												
チュニジア	○		○	○					○		○										
タンザニア								○	○												
ジンバブエ									○												
【中南米地域】																					
ブラジル	○	○	○	○	○	○	○														
コスタリカ								○	○												
チリ						○			○												
キューバ						○	○	○	○												
エルサルバドル									○												
グアテマラ						○															
メキシコ									○											○	
パレスチナ									○												
パナマ									○												
パラグアイ									○												
ベネズエラ							○		○												
(計)	35	31	36	31	37	46	43	45	79	21	33	29	26	28	24	29	22	18	22	25	27

資料 II 各総会の参加組織団体一覧

総会	①回	②回	③回	④回	⑤回	⑥回	⑦回	⑧回	⑨回	⑩回	⑪回	⑫回	⑬回	⑭回	⑮回	⑯回	⑰回	⑱回	⑳回	㉑回	
AFACT								○	○	○	○										
BIS				○	○	○	○	○		○	○	○	○	○							
BOLERO							○														
CALS			○																		
CD					○	○	○	○	○												
CEN																○					
CERN							○	○	○	○	○	○	○	○	○						
CIT	○																				
CIT (*)					○	○															
CITES																					○
Crown Agent																○					
Dagang Net															○						
EAN	○		○	○	○			○	○	○											
EBES	○	○	○	○																	
EC																				○	
ECA					○						○										
ECCMA						○	○														
ECE	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ECEA					○	○	○					○									
ECLAC									○												
EEMA	○	○		○	○			○	○												
EFTA	○					○	○						○								
EMEA											○										
EMPA										○											
ESCAP	○	○	○				○		○		○			○							○
ESCWA	○	○	○		○		○	○	○		○										
EU	○	○	○	○	○	○														○	○
EUROPRO				○	○																
FIATA													○								○
GBAC										○											
GCI							○														
GEFEG														○							
GSO												○									
GS1												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
IAPH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
IATA	○	○	○											○							
ICC	○				○	○	○		○		○										
ICS	○	○	○					○	○												
IEC					○	○		○	○												
IFIA	○	○	○	○	○			○	○												
II									○												
IMMTA						○	○	○	○												
IRU					○																
ISO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ITU							○	○													
LAS							○	○	○												
MS										○											
MSU																					
NATPO	○	○	○																		
OASYS						○	○	○	○	○		○		○							○
OIC					○																
SAP										○											
SM										○											
SUN										○											
SWIFT	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○							
TEC				○		○	○														
TDS									○												
UBS							○														
UN/ODCCP							○														
UNCITRAL					○	○	○	○	○											○	○
UNCTAD		○	○	○	○	○	○	○	○		○				○						
UNIDO								○	○				○	○							
UNITAR							○														
UNOPS											○										
UPU						○	○														
USNIS										○											
UTANSC	○	○	○	○	○																
WB						○					○										
WCO	○	○	○		○	○	○	○						○	○	○		○		○	○
Webforce						○	○														
WSIO										○											
WI						○															
WTO	○	○	○	○		○	○			○											○
WTONC											○										
W3C												○									
YUEDI				○																	

20 16 18 16 23 25 28 22 25 17 15 11 9 14 9 4 3 5 5 9 6

資料 III 我が国代表団の歴代メンバー

開催年月日	(*) HOD(代表団長) (代) 代表団長欠席の際に代理として 委嘱された団長 (敬称略)	当時の所属
第1回総会(1997)	(*) 鈴木昭久 川上洋二 河田守弘 鶴田仁 井上晃 宇佐見和里 伊東健治 坂本理枝	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課総括補佐官 運輸省運輸政策局情報管理部調査課係員 在ジュネーブ日本政府代表部一等書記官 在ジュネーブ日本政府代表部一等書記官 (社)日本船主協会港湾物流部港湾物流課長 (社)日本船主協会港湾物流部物流システムチーム (財)日本貿易関係手続簡易化協会理事・ 国連CEFACT副議長・アジア地区担当ラポータ (財)日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
第2回総会(1997)	(*) 片山敏宏 朝岡良平 窪田芳夫 宇佐見和里 伊東健治 田中澄夫	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課振興第一係長 早稲田大学商学部教授 (JASTPRO貿易制度手続特別委員会委員長) 東京電力株式会社顧問(EDI推進協議会国際部会長) (社)日本船主協会港湾物流部物流課係長 (財)日本貿易関係手続簡易化協会理事・ 国連CEFACT副議長・アジア地区担当ラポータ (財)日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長
第3回総会(1998)	(*) 牛島清 七尾英弘 窪田芳夫 佐藤晃 今村勇 伊東健治 坂本理枝	運輸省運輸政策局情報管理部調査課長 運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課総括補佐官 東京電力株式会社顧問 (EDI推進協議会国際部会長) (社)日本船主協会関連業務部課長代理 (財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事 (財)日本貿易関係手続簡易化協会理事・ 国連CEFACT副議長・アジア地区担当ラポータ (財)日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
第4回総会(1998)	(*) 勝山潔 朝岡良平 窪田芳夫 伊東健治 坂本理枝	運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課補佐官 早稲田大学商学部教授 (JASTPRO貿易制度手続特別委員会委員長) 東京電力株式会社顧問 (EDI推進協議会国際部会長) (財)日本貿易関係手続簡易化協会理事・ 国連CEFACT副議長・アジア地区担当ラポータ (財)日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
第5回総会(1999)	(*) 立石 学 矢頭康彦 窪田芳夫 和倉忠彦 伊東健治	運輸省運輸政策局情報管理部調査課解析室長 運輸省運輸政策局情報管理部情報企画課専門官 東京電力株式会社顧問 (財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事 (財)日本貿易関係手続簡易化協会理事・ 国連CEFACT副議長・アジア地区担当ラポータ
第6回総会(2000)	(*) 生駒 豊 朝岡良平 窪田芳夫 佐藤 晃 和倉忠彦 伊東健治 坂本理枝	国土交通省運輸政策局情報管理部情報企画課専門官 早稲田大学商学部教授 東京電力株式会社顧問 (社)日本船主協会業務部課長代理 (財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事 (財)日本貿易関係手続簡易化協会理事・ 国連CEFACT副議長・アジア地区担当ラポータ (財)日本貿易関係手続簡易化協会業務係長

開催年月日	(*) HOD(代表団長) (代) 代表団長欠席の際に代理として 委嘱された団長 (敬称略)	当時の所属
第7回総会(2001)	(*)野中治彦	国土交通省総合政策局情報管理部調査室長
	朝岡良平	早稲田大学商学部教授
	窪田芳夫	東京電力株式会社顧問
	山下秀明	(社)日本船主協会常務理事
	桑田信一郎	(財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
	伊東健治	(財)日本貿易関係手続簡易化協会理事・ 国連CEFACT副議長・アジア地区担当ラポータ
	坂本理枝	(財)日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
第8回総会(2002)	(*)長江孝美	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長
	七尾英弘	在ジュネーブ日本政府代表部一等書記官
	朝岡良平	早稲田大学名誉教授
	窪田芳夫	東京電力株式会社顧問
	山下秀明	(社)日本船主協会常務理事
	菅又久直	電子商取引推進協議会主席研究員
	鬼頭吉雄	(財)港湾空間高度化環境研究センター専門部長
	宮地 豊	(財)港湾空間高度化環境研究センター研究主幹
	伊東健治	(財)日本貿易関係手続簡易化協会理事 国連CEFACT副議長
第9回総会(2003)	(*)長江孝美	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長
	朝岡良平	早稲田大学名誉教授
	窪田芳夫	東京電力株式会社顧問
	溝口邦雄	電子商取引推進協議会主席研究員
	若松 浩	(財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
	伊東健治	(財)日本貿易関係手続簡易化協会理事 国連CEFACT副議長
	坂本理枝	(財)日本貿易関係手続簡易化協会業務係長
第10回総会(2004)	(*)道明 昇	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長
	朝岡良平	早稲田大学名誉教授
	窪田芳夫	東京電力株式会社顧問
	治田彰	(財)日本貿易関係手続簡易化協会専務理事
	伊東健治	(財)日本貿易関係手続簡易化協会理事 国連CEFACT副議長
	能勢道治	(財)日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長
第11回総会(2005)	(*) 大高豪太	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長補佐
	朝岡良平	早稲田大学名誉教授
	窪田芳夫	東京電力株式会社顧問
	富永悦夫	(財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
	伊東健治	(財)日本貿易関係手続簡易化協会理事
	能勢道治	(財)日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長
	中嶋雄一 鬼頭吉雄	(財)港湾空間高度化環境研究センター・情報研究部長 (財)港湾空間高度化環境研究センター・情報研究部長
第12回総会(2006)	(*)山内一良	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長
	北村洋二	国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課振興第一係長
	朝岡良平	早稲田大学名誉教授
	富永悦夫	(財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
	能勢道治	(財)日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長
第13回総会(2007)	(代)長瀬 透	(財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事
	鈴木耀夫	旅行電子商取引促進機構主幹事
	伊東健治	(財)日本貿易関係手続簡易化協会理事
	平井一海	(財)日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長

開催年月日	(*) HOD(代表団長) (代) 代表団長欠席の際に代理として 委嘱された団長 (敬称略)	当時の所属
第14回総会(2008)	(*)遠藤誠之 吉田暁生 樺 弘次 南雲悦男 平井一海	国土交通省総合政策局情報政策課長 国土交通省総合政策局情報政策課調査員 早稲田大学商学部教授 (財)日本貿易関係手続簡易化協会専務理事 (財)日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長
第15回総会(2009)	(*)西永潤一 樺 弘次 山内大二郎 平井一海	国土交通省総合政策局情報政策課専門官 早稲田大学商学部教授 (財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事 (財)日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長
第16回総会(2010)	(代)山内大二郎 田島聖一 鈴木耀夫 平井一海	(財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事 在ジュネーブ日本政府国際機関日本政府代表部一等書記官 (財)日本貿易関係手続簡易化協会理事 (財)日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長
第17回総会(2011)	(*)大熊 昭 山内大二郎 平井一海	国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 (財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事 (財)日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長
第18回総会(2012)	(*)荒木正和 樺 弘次 山内大二郎 平井一海	国土交通省総合政策局情報政策課専門官 早稲田大学商学部教授 (財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事 (財)日本貿易関係手続簡易化協会業務第三部長
第19回総会(2013)	(*)北島真一郎 樺 弘次 石垣 充	国土交通省総合政策局情報政策課専門官 早稲田大学商学部教授 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会 業務一部長
第20回総会(2014)	樺 弘次 山内大二郎 (代)石垣 充	早稲田大学商学部教授 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会常務理事 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会 業務一部長
第21回総会(2015)	樺 弘次 渡邊浩吉 (代)石垣 充	早稲田大学名誉教授 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会シニアアドバイザー (一財)日本貿易関係手続簡易化協会 業務一部長

発行所 一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会  
(ジャストプロ)

東京都中央区八丁堀2丁目29番11号 八重洲第五長岡ビル4階  
電話 (03)3555-6031(代)